

基幹型又は地域密着型病院				協力型病院					臨床研修協力施設					研修プログラム	
所在都道府県	二次医療圏	名称	新規	所在都道府県	二次医療圏	追加・削除	名称	新規	所在都道府県	二次医療圏	追加・削除	名称	新規	名称	定員
病院群を構成する臨床研修病院及び研修協力施設（病院又は診療所に限る）が同一の二次医療圏又は同一の都道府県を越えている場合は、その理由を以下に記載。															
<p>秋田県仙北市立角館総合病院（東北厚生局ホームページ(https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/shinsei/shido_kansa/sanso_konyu/index.html)）中、【酸素の購入価格の届出】の【別紙2 離島等（離島・過疎地域・特別豪雪地帯）に該当する地域一覧表】の【5ページの（2）過疎地域】に【仙北市全域】と記載）、岩手県立東和病院（病床数68床※200床未満）、岩手県立千厩病院（第1次岩手県へき地保健医療計画「対象地域」）、嶺北中央病院（過疎、山村振興地域、特定農山村地域）、渭南病院（過疎、半島地域、特定農山村地域）、大井田病院（半島地域、特定農山村地域）、田野病院（過疎）、大月病院（過疎、半島地域、特定農山村地域）、高北国民健康保険病院（尾川村、加茂村の区域として、一部が、山村振興地域、特定農山村地域に指定）、橋原病院（過疎、山村振興地域、特定農山村地域）については、へき地または離島にある施設であり、当該施設での地域医療研修は医師不足地域における地域医療研修となる。</p> <p>*（）内は、地域振興5法※による地域 ※1 過疎地域自立促進特別措置法 2 山村振興法 3 離島振興法 4 半島振興法・・・1種地域、 5 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律・・・2種地域、</p> <p>また、堀ノ内病院（病床数199床※200床未満）は、二次医療圏を異にする隣接する他県である埼玉県にある施設ではあるが、在宅医療を精力的に実施しており、在宅医療に関する地域医療研修の重要な拠点となるため、2020年度より新たに追加したものである。やごうクリニックと東京城東病院（130床※200床未満）は、当院と同じく都内にある医療施設ではあるが、当院と二次医療圏を異にするが、いずれの施設も在宅医療を精力的に実施しており、在宅医療に関する地域医療研修の重要な拠点となるため、2020年度も引き続き地域医療研修施設とする。なお、国府台病院とは同じ法人であることから、緊密な連携体制が確保されており、十分な指導体制のもとで、特に精神科などの診療科において基本的な診療能力を身に付けることができる質の高い研修が見込まれる。</p>															

※ 該当する項目について、上から病院施設番号順に詰めて記入すること。

※ 病院群を構成するすべての基幹型病院、地域密着型病院、協力型病院及び臨床研修協力施設（今回の届出により削除しようとするものを含む。）の所在都道府県、二次医療圏、名称をそれぞれの「所在都道府県」「二次医療圏」、「名称」欄に記入（既に病院施設番号を取得している研修病院等は番号を「名称」欄に記入）した上で、それぞれの施設が新たに臨床研修協力病院（協力施設）となる場合は「新規」欄に「○」を記入し、また、臨床研修病院（協力施設）を追加又は削除する場合にはそれぞれの施設が以前の病院群に追加されるか以前の病院群から削除されるかにより「追加・削除」欄に「追加」又は「削除」を記入すること。

※ 当該病院群に係るすべての研修プログラムの名称及び募集定員（自治医科大学卒業生分等マッチングによらないものを含む）を「研修プログラム」欄に記入すること。欄に「追加」又は「削除」を記入すること。

※ 当該病院群に係るすべての研修プログラムの名称及び募集定員（自治医科大学卒業生分等マッチングによらないものを含む）を「研修プログラム」欄に記入すること。